

1 インタフェース概要

インタフェース概要を図 1－1 に、運用概要を表 1－1 に示す。

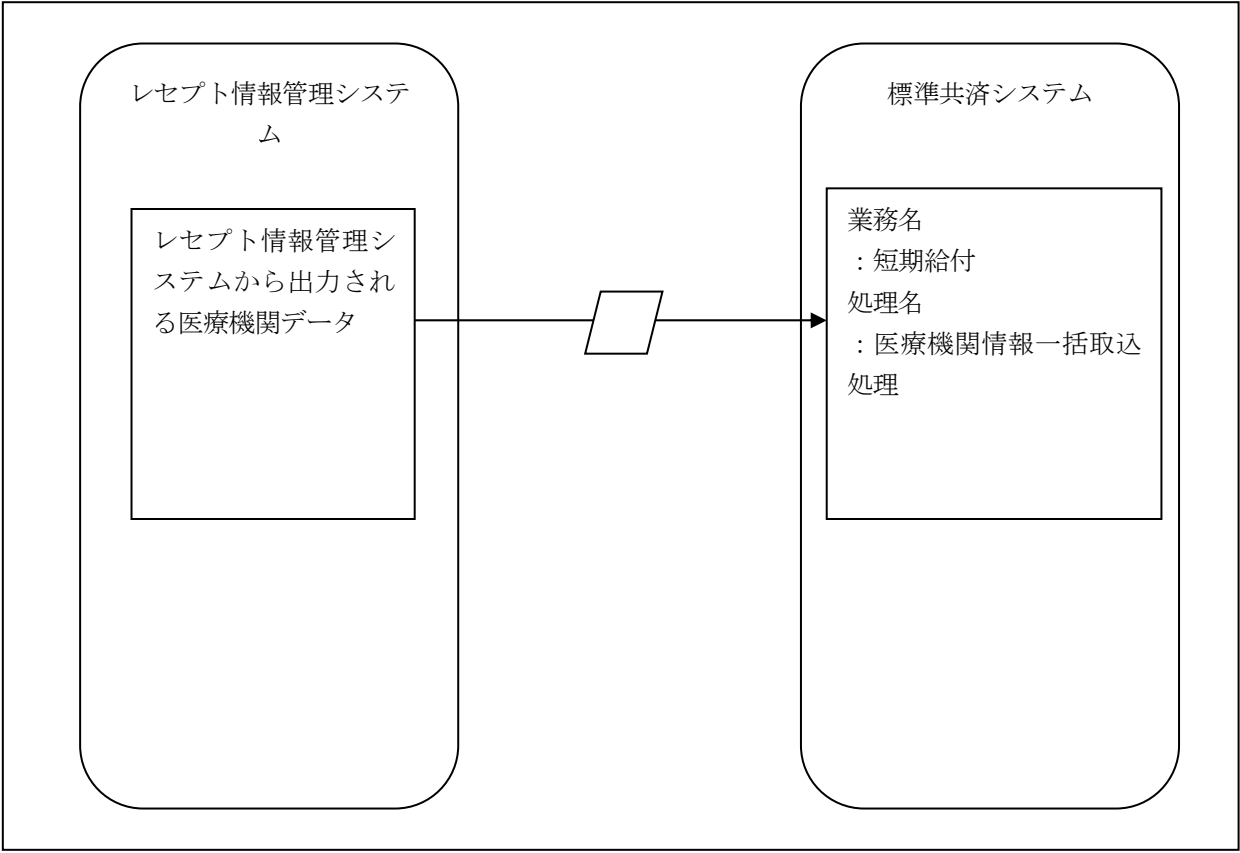


図 1－1 インタフェース概要

表 1－1 運用概要

項番	作成データ	作成単位	作成契機／引渡し時期	受取支部	備考
1	レセプト情報管理システム医療機関データ	組合	随時	本部または各支部	

2 共通仕様

2. 1 媒体仕様

媒体仕様を表 2. 1-1 に示す。

表 2. 1-1 媒体仕様

項番	項目	内容	備考
1	媒体	任意	
2	文字コード	シフト J I S コード	
3	ファイル形式	C S V ファイル	
4	ファイル構成	データレコードのみ (ヘッダーレコード、トレーラレコードは作成しない。)	
5	レコード長	MAX 3 7 9 バイト / 1 レコード (CR/LF 含む)	可変長
6	ファイル名	任意	

2. 2 設定内容共通事項

(1) 設定項目

設定項目について、レコードフォーマットに記述する共通記述事項を表 2. 2-1 に示す。

表 2. 2-1 共通記述事項 (1 / 2)

項番	記述項目	記述内容	設定例	備考
1	バイト数	最大バイト数		
2	属性	「数字」「全角文字」「半角文字」		
3	省略	省略可項目の場合「可」 必須項目の場合「必須」		

表 2. 2-1 共通記述事項 (2/2)

項番	記述項目	記述内容	設定例	備考
4	データ形式	(1) レコード長が固定長の場合 ①桁数固定項目の場合:「FULL」 ②右詰め項目の場合:「右詰」 ③左詰め項目の場合:「左詰」 (2) レコード長が可変長の場合 全ての項目について「-」を記述	(1) レコード長が固定長の場合 ①FULL の定義 ・属性が「数字」で最大バイト数にみ たない場合、前 0 を設定 ・属性が「全角文字」「半角文字」で 最大バイト数にみたない場合、「項目 説明」に記述した文字を後に設定 (①の設定例) 4 桁、数字属性の桁数固定項目に 98 を設定する場合 → 「0098」 ②右詰の定義 ・属性が「数字」で最大バイト数にみ たない場合は、前に半角スペースを設 定 ・属性が「全角文字」で最大バイト数 にみたない場合は、前に全角スペース を設定 ・属性が「半角文字」で最大バイト数 にみたない場合は、前に半角スペース を設定 (②の設定例) 4 桁の右詰め項目に支部コード 10 を設定する場合 → 「△△10」 (△は半角スペース) ③左詰の定義 ・属性が「数字」で最大バイト数にみ たない場合は、後に半角スペースを設 定 ・属性が「全角文字」で最大バイト数 にみたない場合は、後に全角スペース を設定 ・属性が「半角文字」で最大バイト数 にみたない場合は、後に半角スペース を設定	

(2) 項目間のセパレータ
カンマ「,」とする。

3 レコードフォーマット

レコードフォーマットを表 3-1 に示す。

表 3-1 レコードフォーマット

項番	項目名	バイト数	属性	省略	データ形式	項目説明
1	基金	2	数字	必須	—	コード仕様書【共通】(CH0040: 府県コード) 参照
2	点数表	1	数字	必須	—	医科: 1、歯科: 3、調剤: 4、施設: 5、訪問看護: 6
3	医療機関番号 (行政機関)	2	数字	必須	—	※1
4	医療機関番号 (番号)	5	数字	必須	—	※1
5	診療科名	2	数字	可	—	標準共済システムへの連携時は未使用
6	経営主体	2	数字	可	—	標準共済システムへの連携時は未使用
7	医療機関名 (カナ)	8 0	半角文字	必須	—	※2
8	医療機関名 (漢字)	8 0	全角文字	必須	—	
9	郵便番号 (3 桁)	3	数字	可	—	必須設定ではないが、設定されていない場合は警告として出力する。
10	郵便番号 (一)	1	数字	可	—	“-” 固定
11	郵便番号 (4 桁)	4	数字	可	—	
12	郵便番号 (予備)	2	数字	—	—	標準共済システムへの連携時は未使用
13	所在地 (カナ)	5 4	半角文字	可	—	
14	所在地 (漢字)	1 2 0	全角文字	可	—	
15	廃止区分	1	数字	可	—	標準共済システムへの連携時は未使用
16	予備	1	数字	—	—	標準共済システムへの連携時は未使用
17	予備	1	数字	—	—	標準共済システムへの連携時は未使用

※1: 医療機関番号 (行政機関) と医療機関番号 (番号) は連結して医療機関コードとする。

※2: 医療機関名 (カナ) は、英数を半角カナに変換して取込を行う。(例: A⇒エイ、0⇒ゼロ)

4 補足事項

(1) ウィルスチェックについて

① 相手方から受領したデータは、最初に必ずウィルスチェックを行う。

ウィルス対策ソフトウェアの即時ウィルスチェック機能が有効になっていることを確認してから、受領した電子媒体をクライアントにセットするか、または受領した電子媒体に対して、手動でウィルスチェックを行う。

② 相手方へ渡すデータ (電子媒体) に対して、事前に必ず手動でウィルスチェックを行う。

※手動ウィルスチェックの操作方法等に関しては、各システムの運用マニュアル等を参照のこと